

さいじくらす じどう はいふ
0～2歳児クラスの児童に配付してください

にんかほいくじよ
認可保育所

れいわ ねん がつ にち
令和2年5月 日

さいじくらす こさま も
0～2歳児クラスのお子様を持つ

よこはまし す ほごしゃ みなさま
横浜市にお住まいの保護者の皆様

よこはまし せいしやうねんきよくほいく きやういくうんえいかちやう
横浜市こども青少年局 保育・教育運営課長

れいわ ねん がつぶん がつぶん りやうりやう ほいくりやう
令和2年4月分・5月分の利用料（保育料）について

ひごろ ほんしほいく きやういくぎやうせい りかい きやうりよく
日頃から本市保育・教育行政にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

れいわ ねん がつやうかづけ きんきやうじたいせんげん はっしゆつ ともな ほいくしやう りやう とう し
令和2年4月8日付「緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の利用について」等でお知

らせしておりました「とうえん ぼあい りやうりやう ほいくりやう 登園をしなかった場合の利用料（保育料）」について、とりあつか 取扱いをお知らせ
します。

しはら がつぶん りやうりやう ほいくりやう とうえんにつやう おう へんこうご
すでにお支払いいただいた4月分の利用料（保育料）については、とうえんにつやう 登園日数に応じた変更後

りやうりやう ほいくりやう さがく かんぶ かんぶてつづ そうとう きかん よう 10がつまつ
の利用料（保育料）とのさがく 差額を還付しますが、かんぶてつづ 還付手続きに相当の期間を要するため10月末

よてい がつぶん りやうりやう ほいくりやう とうえんにつやう かか ちやうしやう こうぎ
を予定しています。5月分の利用料（保育料）については、とうえんにつやう 登園日数に関わらず かか 徴収（口座

ふりかえとう えんき
振替等）を延期 します。

1 たいしやうじどう 対象児童

たいしやうしせつ さいじくらす たいしやうきかん ちゆう ざいせき じどう
「2 対象施設」の0～2歳児クラスに「3 対象期間」中に在籍した児童。

2 たいしやうしせつ 対象施設

にんかほいくじよ
認可保育所

3 対象期間

がつようか すい がつ にち にち
4月8日(水)～5月31日(日)

※ 令和2年4月8日付の通知では、対象期間を4月8日(水)～5月6日(水)としておりましたが、登園自粛要請期間の延長に伴い、終了日を5月31日(日)に変更します。

※ 終了日は、緊急事態宣言や今後の感染拡大の状況等を踏まえ、再度変更する場合があります。その場合は、改めてお知らせします。

※ 4月7日以前の利用料(保育料)については還付の対象とならないため、登園の有無にかかわらず、日曜日・祝日を除いた在籍日数分の利用料(保育料)が発生します。

4 還付時期

たいしょうづき 対象月	かんぶじき 還付時期
がつぶん 4月分	がつまつこうざふりこみよてい 10月末口座振込予定

※ 徴収延期となる5月分の利用料(保育料)については、変更後の利用料(保育料)を、11月分とあわせて徴収します。

5 給食費の取扱いについて

(1) 0～2歳児クラスについて

給食費については、今回の案内に沿って還付する利用料(保育料)の中に含まれていません。

(2) 3～5歳児クラスについて(きょうだい児が3～5歳児の場合も同様)

給食費については、各園が実費徴収を行っており、また、登園状況や食材の購入

じょうきょう えん じょうきょう こと きゅうしょくひ あんない
状況など、園によって状況が異なります。このため、給食費については、このご案内
べつ とりあつか ちよくせつえん と あ
とは別の取扱いとなりますので、直接園にお問い合わせください。

6 保護者の皆様が行う手続き

とうえんにつう かくしせつ ほうこく う ほごしゃ みなさま おこな てつづ
・登園日数については各施設から報告を受けるため、保護者の皆様に行っていただく手続き
はありません。

がつげじゅん し かんぶつうちしょ そうふ かんぶつうちしょ こうざ きさい かた こうざ
・9月下旬に市から「還付通知書」を送付します。還付通知書に口座の記載がない方は、「口座
かくにんひょう ていしゅつ ひつよう
確認票」の提出が必要となります。

7 日割り対応における利用料（保育料）算定の考え方

くに かんが かた もと へんこうご りようりょう ほいくりょう けいさん
国の考え方に基づき「変更後の利用料（保育料）」を計算します。

へんこうご りようりょう ほいくりょう つうじょう りようりょう ほいくりょう じっさい とうえんにつう
変更後の利用料（保育料）：通常の利用料（保育料）×実際の登園日数÷25（※）

<10円未満切り捨て>

※ 国の考え方に基づき、月によらず「25」で計算します。

りゅういてん
(留意点)

● 4月1日～7日については今回の取扱いの対象期間外のため、登園の有無に関わ

らず、日曜日・祝日を除いた在籍日数分の利用料（保育料）が発生します。4月1日

から在籍していた場合、在籍日数は6日となります。

● 1日でも欠席した場合は日割り対応の対象となりますが、欠席日数が0日の場合は

対象外となります。

たと れいわ ねん がつ かいしょにつう くに にちけつせき ばあい つうじょう
例えば、令和2年5月は開所日数が23日であるため、1日欠席した場合は【通常

の利用料（保育料）×22÷25】となりますが、欠席日数が0日だった場合は【通常の利用料

【(保育料) × 23 ÷ 25】とはならず、日割り対応の対象外となります。

- 対象期間中の登園しなかった日について、理由は問いません。
- 普段登園していない曜日(例：土曜日など)でも、実際に登園しなかった場合は、利用料(保育料)が減額されます。

8 日割り対応の流れ

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
4月分	通常の利用料(保育料)徴収				納入通知	還付通知	差額返還予定	
5月分		徴収延期					納入通知	変更後の利用料(保育料)徴収

(1) 4月分の利用料

すでにお支払いいただいている利用料(保育料)から、変更後の利用料(保育料)を引いた額を還付します。

① 横浜市から保護者の皆様に対して利用料(保育料)をお知らせする「納入通知書」

(8月～9月予定)と徴収額をお知らせする「還付通知書」(9月下旬予定)を送付します。

なお、還付通知書で還付先の口座が空白となっている場合(利用料(保育料)を「納付書」でお支払いいただいている場合や給付認定保護者と口座名義人が相違している場合

)、還付通知書に同封されている「口座確認票」の返送が必要です。

② 還付通知書にてお知らせした金額を口座振替にて返還します(10月末予定)。

(2) 5月分の利用料

利用料(保育料)の徴収を延期します(5月28日の口座振替を実施しません)。その

うえ とうえんにつう もと へんこうご りようりょう ほいくりょう さんてい がつぶん あ がつまつ
上で、登園日数に基づき変更後の利用料（保育料）を算定し、11月分と合わせて11月末

ちょうしゅう
に徴収することとします。

① へんこうご りようりょう ほいくりょう のうにゆうつうちしよ がつげじゅんよてい ほごしゃ みなさま
変更後の利用料（保育料）を「納入通知書」（11月下旬予定）にて保護者の皆様にお
し
知らせします。

② へんこうご りようりょう ほいくりょう ちょうしゅう こうざふりかえ ばあい がつ にち げつ よてい
変更後の利用料（保育料）を徴収します（口座振替の場合、11月30日（月）を予定
）。

といあわ さき せいしょうねんきょくほいく きょういくうんえいか
問合せ先（こども青少年局 保育・教育運営課）

ないよう 内容	といあわ さき 問合せ先
ひ わ たいおう かんが かた 日割り対応の考え方について	りようりょうたんとう 利用料担当：045-671-0255
のうにゆうつうちしよ かんぶつうちしよ こうざかくにんひょう 納入通知書、還付通知書、口座確認票について	しゅうのうたんとう 収納担当：045-671-2399